

## 福島県立医科大学新医療系学部教員養成事業助成金交付要綱

(平成29年4月17日 理事長制定)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人福島県立医科大学に新たに設置される新医療系学部に所属する教員（以下「新学部教員」という。）を養成するために実施する助成金の交付に関し、必要な事項を定める。

### (助成対象者)

第2条 助成の対象者は、次の各号に掲げる要件全てを満たす者とする。

- (1) 新医療系学部設置準備室（新医療系学部が設置された後は当該学部）に所属又は兼務する教職員であること。
- (2) 本学大学院医学研究科博士課程で修業し、博士の学位を取得する意向を有すること。
- (3) 前号の博士課程修了後6年間は、新医療系学部の教員（常勤）として勤務する意向を有すること。

### (助成金の交付)

第3条 助成の対象者が、博士課程に係る授業料として支払った場合に、その経費の2分の1に相当する額を交付する。

2 助成金の交付対象期間は、当該助成金の対象者に係る博士課程の標準修業年限以内とし、開始の時期は修業の実情を勘案して決定する。

### (助成金申請の手続等)

第4条 助成金の申請は「福島県立医科大学新医療系学部教員養成事業助成金交付申請書（別紙様式1）」に必要書類を添付し、4月入学者は5月10日までに、10月入学者は11月10日までに、新医療系学部設置準備室長あてに申請するものとする。

2 前項の申請書に併せて、第2条第2項の意思を証する書類（別紙様式2）を提出するものとする。

3 新医療系学部設置準備室長は、申請書の内容を審査のうえ、4月入学者に対しては5月31日までに、10月入学者に対しては11月30日までに、対象者の指定する金融機関の口座に交付年額をまとめて振り込むものとする。

### (助成金の返還等)

第5条 対象者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月1日から起算して1か月以内に受領した助成金の総額と加算額（福

島県補助金等の交付等に関する規則による所定の額)の合計額を返還するものとする。

- (1) 博士課程を標準年限の期間内で修了できなかったとき
- (2) 博士課程修了後に引き続き新学部の教員として6年間勤務しなかったとき

(事務)

第6条 福島県立医科大学新医療系学部教員養成事業の事務は、事務局教育研修支援課新医療系学部設置準備室において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月17日に制定し、平成29年4月1日から施行する。